

山元町復興推進計画

令和5年7月5日
宮城県山元町

1. 計画の区域 山元町全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、本町では震度6強を観測し、その後、発生した津波により、町域の37.2%（24km²）が浸水し、町全体の人口の約4%にあたる637人の尊い命が奪われた。

また、町内全域において道路、鉄道、水道、電気等のインフラにも甚大な被害をもたらした。住宅被害は4,400棟にのぼり、事業所も全壊・流出等の被害を受け、製造業の製造品出荷額は約30%減少した。

このような情勢を踏まえ、地域生活基盤の復旧を進め、町民生活に安定をもたらし、本町経済の迅速な復興を実現するため、本町の中核的産業を担う立地企業の製造設備の増強に向けた投資を支援することを通じて、地域経済活性化と雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本町製造業における中核的産業である非鉄金属製品製造業について、既存企業の設備投資等を支援し、雇用機会の創出及び町民生活の安定を図るとともに、地域経済の活性化を促進する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本町に立地する岩機ダイカスト工業株式会社（以下「対象事業者」という。）が、本町小平において、非鉄金属製品製造工場を増設するために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

非鉄金属製品製造業は、本町製造業における年間出荷額の約45.9%、従業者数の約24.2%（第1位）を占める本町の中核的産業である。

また、本事業は、山元町の非鉄金属製品製造業の製造品出荷額の約77.3%、従業者数の約90.2%を占めることとなる対象事業者が実施するものである。今般の工場増設により、さらに3人の新規雇用を見込んでおり、本町の非鉄金属製品製造業の増強に果たす役割は大きいものとなっている。

これらに鑑みると、本事業は、雇用機会を創出するものであり、当町における被災者の生活安定をもたらす当該計画の目標達成に大いに寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社日本政策投資銀行、株式会社七十七銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行

⑤ 特別の措置

当事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、本町の非鉄金属製品製造業の主要企業である対象事業者が工場を増設させることに伴い、町内の非鉄金属製品製造業を中心とした製造業の活性化と技術向上につながり、製造業全体における売上高が増加し、さらには新たに3人の雇用が見込まれることから、地域経済の活性化が期待される。

これらの効果は、本町における復興の円滑かつ迅速な推進と、雇用機会の創出及び地域経済の活力再生に十分寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取した。

また、亘理山元商工会、宮城県、山元町、株式会社日本政策投資銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社七十七銀行、株式会社三井住友銀行、対象事業者を構成員とする山元町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議（書面開催）を行った。